

1. 計画策定の背景

- (1) 現状と課題
 - 少子高齢化の進行、個人の価値観の多様化、インターネット等の普及による生活環境の変化に伴う、地域のつながりの希薄化、家族や地域での支え合いの機能低下の進行
 - ひきこもりや支援拒否による社会からの孤立、虐待・暴力などの社会問題、8050 問題のように地域に暮らす人々の抱える課題の多様化、複雑さの度合いの増大
 - 制度の狭間にいる人への支援が届かない難しいケースの増加
- (2) 社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）
 - 地域に暮らす人々が「我が事」として主体的に参画し、ともに支え合い、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで「地域共生社会」の実現を推進
 - ①住民相互の支え合い機能の強化と公的支援との協働による地域課題解決を試みる体制整備
 - ②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
 - ③地域福祉計画の充実

2. 計画の位置付け

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、市の地域福祉を推進していく上で、同じ方向を目指し、相互に補完・連携していくことが重要であることから、一体的に策定します。

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
根拠法	社会福祉法 第 107 条	なし (社会福祉法第 109 条に規定する社会福祉協議会が行う活動計画を策定するもの)
内 容	地域福祉を推進するうえで基礎となる取組の方向性を示す基本計画	社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画
所 管	薩摩川内市	薩摩川内市社会福祉協議会

3. 計画の期間

令和2年度（2020年度）を初年度として令和6年度（2024年度）までの5か年。
地域の状況、社会情勢の変化に対応していくため、年度ごとに地域福祉推進の評価をし、必要に応じて計画の見直しを行います。



推進体制の整備

- 関係機関・団体等相互の連携
- ①庁内推進体制の構築
 - ②市民協働型推進体制の構築
 - ③福祉サービス提供者間のネットワークの確立
- ※「地域福祉推進委員会」において、本計画の進行管理を行い、透明で誰もが計画の推進に関われる体制の構築



4. 計画の体系

（★印は、新たに追加や見直しを行った取組みです）

基本理念
全ての市民が
住み慣れた地域で
お互い支え合い
安心して健やかに暮らせる
まちづくり

基本目標1 市民と行政の協働によるまちづくり

- 1 地域福祉活動の推進
 - (1) 地域福祉の活動の強化
 - (2) 社会福祉協議会等の機能の充実
 - (3) ボランティア意識の高揚
 - (4) ボランティア活動の支援及び人材の育成
 - (5) 地域の見守り体制の充実 ★
- 2 コミュニティ活動等への支援
 - (1) コミュニティ意識の醸成
 - (2) コミュニティ組織の強化と人材育成
 - (3) コミュニティ活動における市民参画の促進
- 3 人権の尊重と男女共同参画の推進
 - (1) 人権の尊重と相談体制の充実
 - (2) 家庭生活と職業生活、地域活動との調和
 - (3) 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進
- 4 包括的支援体制の整備 ★
 - (1) 市の相談支援体制の構築 ★
 - (2) 地域と連携した支援体制の充実 ★

基本目標2 健康で生き生きと暮らせるまちづくり

- 1 健康づくりの推進
 - (1) 生涯を通じた市民全体の健康づくり
 - (2) 生活習慣病の予防と早期発見
 - (3) 健康づくり推進体制及び社会環境整備の充実
- 2 医療体制の充実
 - (1) 医療体制の整備
 - (2) 人材の確保
 - (3) 在宅医療の推進
- 3 地域が支える高齢者福祉の充実
 - (1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加のための環境づくり
 - (2) 地域における支え合いの推進
 - (3) 地域包括ケアシステムの強化 ★
- 4 生きることの包括的な支援の推進 ★
 - (1) 正しい知識の普及啓発の推進 ★
 - (2) 人材の確保と支援体制の充実 ★

基本目標3 次世代へつなぐ共に支え合うまちづくり

- 1 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実
 - (1) 母子保健体制の充実
 - (2) 各地域の育児支援体制等の整備
 - (3) 子育ての負担・不安の軽減
 - (4) 多様な保育サービスの提供
 - (5) 児童の健全な育成を図る体制の構築
 - (6) 子育て相談体制の充実 ★
- 2 ひとり親家庭の自立の支援
 - (1) 相談・指導体制の充実
 - (2) 生活の安定の確保に向けた支援
 - (3) 就業機会の確保
- 3 障害者（児）福祉の充実
 - (1) 障害者福祉に関する意識の啓発
 - (2) 在宅福祉サービス等の充実
 - (3) 早期療育体制の充実
 - (4) 地域活動への参加促進
 - (5) 雇用環境の整備、職業相談の充実

基本目標4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

- 1 権利擁護の推進
- 2 福祉施設の機能の充実
- 3 福祉人材等の確保 ★
- 4 避難行動要支援者への避難支援の充実
- 5 バリアフリー化の推進
- 6 生活困窮者の自立支援等の充実 ★
- 7 犯罪をした人への社会復帰支援 ★



1. 社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉協議会（「社協」ともいいます）とは、誰もが住み続けたいと思える地域づくりを目指し、地域のみなさんやボランティア、企業団体、福祉、保健などの関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え、活動する地域福祉推進のパートナーです。



2. 地域福祉活動計画策定の流れ

(1) 住民座談会の実施

市内中学校区単位で住民座談会を実施しました。地域で実際に行っていること、課題や今後必要なことなどを話し合い、各座談会の名称も決定しました。今後も定期的に開催していく予定です。



(2) 市民アンケート調査の実施

薩摩川内市内に住む20歳以上のみなさん 7,000 人を対象として、アンケート調査を令和元年6月から7月にかけて実施しました。約 3,000 人（4割以上）のみなさんから回答がいただきました。



※(1)(2) からニーズや課題を抽出 ※座は住民座談会、7は市民アンケート調査

ニーズ・課題
座 高齢者や障害者の外出の機会が少なく、移動に困っている声が多くあった。
7 日常生活を送るうえで、健康面や介護、経済面への不安があった。
7 男性の多くが地域との繋がりが薄いと感じ、相談したり助けを求めることが難しい状態にあった。

ニーズ・課題
座 地域での集いの場は活発になってきているが、男性の参加が少ないと感じる。
座 世代間の繋がりが薄くなっており、これから先の地域の担い手に不安を感じるとの声が多かった。
7 地域との繋がりについて、全体の5割が以前と比べ弱体化していると感じている。
7 若者や中高年が暮らしやすい環境、高齢者や障害者にとって都市環境が充実していないと、それぞれ6割が感じていた。

ニーズ・課題
座 これからは、制度や専門職だけに頼るのではなく、地域にしかできないこともあるので、行政や専門職、地域が連携した地域づくりが重要との声が多かった。
7 今後、必要な地域活動として「高齢者を支援する活動」や「住みやすい地域にする活動」、「地域を元気にする活動」との回答が多かったが、その活動の意義と重要性のPR、資金面での支援が必要との結果であった。

ニーズ・課題
座 地域の実情から抽出されたそれぞれの福祉ニーズに対し、多種多様な助け合い支え合いやネットワークの必要性和重要性を感じている声が多く、の会場であった。
7 日常生活への不安や地域との関わり希薄化、さらには災害に対する備えへの現状から、福祉ニーズの急速かつ多様な変化が見えた結果であった。

ニーズ・課題
座 災害時に支援が必要な人を近隣の住民が把握するなど、公助と共助が連携、協働し事前に必要な対策を考える必要があるとの声があった。
7 全体的に災害時の備えが不十分な世帯が多く、災害発生時に近隣の支援に不安を感じる高齢者が多い状況があった。

ニーズ・課題
座 どの地区においても住民相互の支え合い機能の弱体化を懸念する意見が多く、そこから波及する個人や地域の複合的課題に対し、公民一体となったネットワークの構築が必須との意見があった。
7 近所との付き合いがほとんどないとする割合が3.6%となっており、さらに地域の繋がりが以前と比べて弱体化しているとする割合が45.2%であった。

取組みの柱を決定

自立支援を促すための取組み（個別支援）

相互扶助を促すための取組み（小地域支援）

地域の主体的活動を実践する取組み（地域福祉活動）

自立支援・相互扶助・地域活動を実践するために必要な基盤整備

災害時における取組み

福祉教育

3. 第3期地域福祉活動計画

取組みの柱	取組みの方向性	具体的な事業等
1 自立支援を促すための取組み（個別支援）	地域の課題は複雑化、多様化する中、本市社会福祉協議会では地域に住む一人ひとりが尊厳のある人生を送り、その人らしく豊かで幸せに暮らせる支援として行政機関等と連携し、「自立支援を促すための取組み」を行います。	- 社会福祉協議会としての総合相談 - 緊急つなぎ資金貸付事業 - 生活福祉資金貸付事業 - 子ども発達支援センターつくし園 - 保育所等訪問支援事業 - 特定相談支援事業所等 - 日常生活自立支援事業 - 法人後見事業 - 成年後見制度普及啓発事業 - 介護保険事業の経営（指定管理を除く） - 福祉有償運送事業
2 相互扶助を促すための取組み（小地域支援）	地域の高齢者、障害（児）者、及び子育て中の親子等支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動を行政機関等と連携し、「相互扶助を促すための取組み」を行います。	- ふれあいボランティア事業 - サマーボランティア - ボランティア協力校 - ふれあい・いきいきサロンの支援・推進等 - 子育てサロン - 障がい者サロン
3 地域の主体的活動を実践する取組み（地域福祉活動）	地域の住民同士が、自分たちの生活する地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、行政機関等と連携・協働しながら解決に向けて一緒に考え、実行できるよう、「地域の主体的活動を実践する取組み」を行います。	- 地域福祉活動推進事業 - ボランティアセンター - 収集ボランティア - 赤い羽根共同募金配分金事業
4 自立支援・相互扶助・地域活動を実践するために必要な基盤整備	自立支援・相互扶助・地域活動を実践するためには、法人の基盤整備がもっとも重要であると考えます。時代と共に、急速に変化しながらも多様化する福祉ニーズに対し柔軟かつ早急に対応できる組織の基盤体制を整備します。	- 薩摩川内市社会福祉協議会の基盤整備 - 薩摩川内市社会福祉協議会の発展・強化
5 災害時における取組み	災害時の被災者支援に関するボランティア活動は、不可欠なものとして広く認識され、被災者や被災地の復興支援に重要な役割を果たしました。本市においてもいつ起こるか分からない災害に対し、平常時から行政機関等と連携を図り、「災害ボランティアセンターが円滑に運営できるための取組み」を行います。	- 薩摩川内市災害ボランティアセンター - 災害ボランティアセンター設置訓練 - 協力・連携体制の強化に向けた取組み - 災害ボランティアネットワーク会議
6 福祉教育	これまで実施した福祉教育の大半は、高齢者や障害者の気持ちを学ぶことよりも、単に身体的な不自由さの体験を福祉教育として推進してきた経緯があります。今後の福祉教育は、「個」への尊重や違いなどを共に考え、福祉の価値を深めながら、「地域福祉に理解のある人材育成のための取組み」を行います。	- 各種講座 - 高齢者部門講座 - 子ども部門講座 - 障害者部門講座 - 地域づくり部門講座等